

2024年3月22日

各位

株式会社 琉球銀行

### 株主総会資料の電子提供制度にかかる琉球銀行の対応について

琉球銀行（頭取 川上 康）は、2022年9月施行の改正会社法に伴う、株主総会資料<sup>※1</sup>の提供方法について、2024年度の対応方針を決定しましたのでお知らせいたします。

本制度は、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会資料につきまして、琉球銀行からご案内するウェブサイトアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外として、書面交付請求<sup>※2</sup>をいただいた株主さまに限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

琉球銀行は改めて本制度への対応方針について検討した結果、次回第108期定時株主総会（2024年6月開催予定）では、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りする予定となりました。なお、株主総会資料の内容の一部は、法令および定款により認められる範囲におきまして、従前どおりウェブサイトのみでの開示とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

その他、本制度に関するお問い合わせにつきましては、下記の専用ダイヤルをご利用ください。

<電子提供制度専用ダイヤル>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

電話番号：0120-696-505（平日午前9時～午後5時）

※1 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類等を指します。

※2 書面交付請求とは、電子提供の開始に伴い、インターネットを利用することが困難である等のご事情がある株主さまにつきまして、所定のお手続きをいただくことにより、これまでと同内容の株主総会資料を書面にてお受け取りいただくための手続きです。

以上